

自動車保険改定のご案内

拝啓 いつも損害保険ジャパンをお引き立ていただき、ありがとうございます。
 このたび、当社では平成23年4月1日以降保険始期のご契約が対象となる自動車保険の改定を実施します。
 主な改定内容を、以下にご案内しますので、ご確認ください。
 なお、詳しい内容につきましては、ご契約の代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
 敬具

保険料・料率制度の改定

全体的な保険料水準の見直し

ONE-Step SUP ドライバー保険

- 自動車保険においては、近年、自動車事故が増えたことにより、お支払いする保険金が多くなっており、今後の収支の均衡を図るためには料率の引き上げが必要な状況となっています。
- これを受けて、損害保険料率算出機構では、今後の収支の均衡を図るため、保険実績統計を用いた自動車保険の収支予測に基づき、参考純率※において全体で5.7%の引き上げを行いました。
- 当社商品においては、参考純率の改定を踏まえたうえで当社の収支状況を加味し、引き続き安定した保険商品とサービスをお客さまにご提供させていただくために全面的に保険料を見直しております。そのため、当社の改定率は上記の参考純率改定率とは異なるものとなりますが、ご契約条件によっては保険料が上がる可能性があります。

※損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社各社の契約や事故データをもとに算出し、参考値として各社に提供している保険料率

ノンフリート等級係数の改定

ONE-Step SUP ドライバー保険

- ノンフリート等級係数(割増引率)を次のとおり改定します。
- 前年が無事故の場合は、ノンフリート等級係数の引き上げにならないように、経過措置を設けます。

ノンフリート等級	改定前	平成23年4月1日～平成24年3月31日 始期契約の割増引率	平成24年4月1日 以降始期契約の割増引率
20	▲60%	▲63%	▲63%
19	▲60%	▲61%	▲61%
18	▲60%	▲59%	▲59%
17	▲58%	▲58%	▲57%
16	▲58%	▲55%	▲55%
15	▲55%	▲55%	▲52%
14	▲55%	▲50%	▲50%
13	▲50%	▲50%	▲47%
12	▲50%	▲45%	▲44%
11	▲45%	▲40%	▲40%
10	▲40%	▲40%	▲37%
9	▲40%	▲33%	▲33%
8	▲30%	▲30%	▲28%
7(F)	▲20%	▲23%	▲23%
6(F)	▲10%	▲17%	▲17%
5	▲10%	▲10%	▲10%
4	0%	▲1%	▲1%
3	+20%	+10%	+10%
2	+30%	+26%	+26%
1	+60%	+52%	+52%

ノンフリート等級	年齢条件別	改定前	平成23年4月1日～平成24年3月31日 始期契約の割増引率	平成24年4月1日 以降始期契約の割増引率
7(S)	全年齢補償	+10%	▲10%	▲10%
	21歳以上補償	▲10%	▲15%	▲15%
	26歳以上補償	▲30%	▲28%	▲28%
	35歳以上補償※1	▲30%	▲28%	▲28%
	年齢条件対象外※2	▲30%	▲28%	▲28%
6(S)	全年齢補償	+30%	+25%	+25%
	21歳以上補償	+10%	+10%	+10%
	26歳以上補償	0%	▲5%	▲5%
	35歳以上補償※1	0%	▲5%	▲5%
	年齢条件対象外※2	0%	0%	0%

※1 ONE-Stepの場合 ※2 SUPの場合

ご注意点

等級すえおき事故などにより、継続後も同じ等級となる場合でも、前年より割引率が縮小する場合があります。

(注) 表の▲は割引、+は割増を表現しています。

長期優良割引の20等級係数への組み込み

ONE-Step SUP

- ノンフリート等級係数の改定とあわせ、長期優良割引は20等級の係数に組み込みました。(割引自体は廃止となります。)

改定前 (20等級+長期優良割引)	割引率62%※	改定後 (20等級)	割引率63%
----------------------	---------	---------------	--------

※ (1-60%) × 0.95 = 0.38 ⇒ 62%割引

20等級の割引率 長期優良割引率

新しい20等級の係数(割引率)は、従来の長期優良割引を適用した20等級の割引率よりも有利です。

エコカー割引の改定

ONE-Step SUP

- 保険商品を通じた環境への取り組みを目的として、平成22年7月1日以降保険始期契約から電気自動車・ハイブリッド自動車を対象としたエコカー割引を新設しました。
- 今回の改定では、対象自動車に圧縮天然ガス自動車を追加します。また、型式不明車・並行輸入車についても適用条件をみたした場合は割引可能となります。

割引率の改定

ONE-Step SUP

割引の種類	改定前	改定後
運転者限定割引(家族)	3%程度	3%程度(変更なし)
運転者限定割引(本人・配偶者)	8%程度	7%程度
ゴールド免許割引	全年齢 21歳以上補償 24歳以上補償	7%程度
	27歳以上補償 30歳以上補償 35歳以上補償	10%程度

(注) ONE-Stepの場合

記名被保険者年齢別料率の導入

ONE-Step SUP

ONE-Step

- 年齢条件区分「24歳以上補償」「27歳以上補償」「30歳以上補償」を廃止します。
- 年齢条件区分「26歳以上補償」を新設します。
- 「26歳以上補償」「35歳以上補償」において、記名被保険者の年齢層別に料率区分を設定します。

年齢条件区分	年齢条件区分	記名被保険者年齢区分
全年齢補償	全年齢補償	—
21歳以上補償	21歳以上補償	—
24歳以上補償 × 廃止	26歳以上補償 ◎ 新設	～29歳
27歳以上補償 × 廃止		30～39歳
30歳以上補償 × 廃止		40～49歳
		50～59歳
		60～69歳
	70歳以上	70歳以上
35歳以上補償	35歳以上補償	～29歳
		30～39歳
		40～49歳
		50～59歳
		60～69歳
	70歳以上	70歳以上

SUP

- 年齢条件区分「30歳以上補償」を廃止します。
- 記名被保険者が個人の場合、「26歳以上補償」において、記名被保険者の年齢層別に料率区分を設定します。

年齢条件区分	記名被保険者年齢区分	
	法人	個人
全年齢補償	—	
21歳以上補償	—	
26歳以上補償	～29歳	
	30～39歳	
	40～49歳	
	50～59歳	
	60～69歳	
30歳以上補償 × 廃止	—	
年齢条件対象外	—	

ご注意点

同一の年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意点

廃止となる年齢条件は、満期のご案内において次のとおり読み替えられます。

前契約	年齢条件	おすすめ 年齢条件
ONE-Step	24歳以上補償	21歳以上補償
ONE-Step	27歳以上補償	26歳以上補償
ONE-Step・SUP	30歳以上補償	

(注) 記名被保険者年齢別区分は保険料算出のための区分ですので、年齢条件区分とは異なり保険の補償内容とは関係ありません。

年齢条件区分と記名被保険者年齢別料率の例

- 1 記名被保険者は「ご契約の自動車を主に使用される方」なので、『Aさん』となります。
- 2 年齢条件区分は、「同居のご親族の中で、ご契約の自動車を運転される最も若い方の年齢に合わせる必要がある」ため、『同居の息子Cさん(27歳)』に合わせて「26歳以上補償」となります。
- 3 記名被保険者年齢区分は、記名被保険者であるAさんの年齢(55歳)に基づき自動的に設定されます。(生年月日を告知していただく必要があります。)
- 4 上記①～③より、「年齢条件区分は26歳以上補償」となり、「記名被保険者年齢区分は年齢条件26歳以上補償の中の50～59歳」の区分を適用します。

Aさん(55歳)

- 1 ご契約の自動車を主に使用されるAさんが記名被保険者
- 3 記名被保険者年齢区分は記名被保険者であるAさんの年齢で自動的に設定

配偶者Bさん(51歳)

同居の息子Cさん(27歳)

- 2 同居のご親族の中で最も若いCさんに合わせて年齢条件区分は26歳以上

4 年齢条件区分と記名被保険者年齢区分は下表の黄色の網掛け部分を適用

年齢条件区分	記名被保険者年齢区分
	～29歳
	30～39歳
26歳以上補償	40～49歳
	50～59歳
	60～69歳
	70歳以上

補償内容の改定

人身交通乗用具危険特約の廃止

ONE-Step

近年、人身交通乗用具危険特約における単独事故(相手方のいない事故)などが増加傾向にあります。その中でも、補償されない事故原因であるにもかかわらず「自転車での転倒」と事実と異なる報告をし、保険金請求がなされる事案が非常に増えております。このように、特約の本来機能に沿った適正な活用がなされないケースが増加している現状や、これに伴って保険金支払の運用が困難となっている現状をふまえ、人身交通乗用具危険特約を廃止します。

改定前	契約自動車搭乗中の事故	他の自動車搭乗中 歩行中などの自動車事故	交通乗用具に 起因する事故	犯罪被害事故
	人身傷害補償保険		人身交通乗用具危険特約	人身犯罪被害事故特約
基本補償	○ 補償あり	○ 補償あり	○ 補償あり	○ 補償あり
人身契約自動車搭乗中のみ特約を付帯	○ 補償あり	× 補償なし	× 補償なし	○ 搭乗中のみ補償あり
改定後				
基本補償	○ 補償あり	○ 補償あり	× 廃止	○ 補償あり
人身契約自動車搭乗中のみ特約を付帯	○ 補償あり	× 補償なし		○ 搭乗中のみ補償あり

改定後の対象事故例

(注) 人身契約自動車搭乗中のみ特約が付帯されていない場合

改定により、補償の対象外となるのは、
 ● 歩行中の、交通乗用具(自転車、電車、飛行機など、**自動車を除きます。**)との接触事故
 ● 交通乗用具に搭乗中の、自動車事故以外の交通事故および単独事故

そのため、「歩行中」や「自転車を運転中」であっても**自動車との接触事故の場合は、現行どおり補償の対象**となります。

被保険者の状態	事故内容	改定前	改定後
他の自動車搭乗中	自動車事故により負傷	○ 補償あり	○ 補償あり
歩行中	走行中の自動車と接触し負傷	○ 補償あり	○ 補償あり
	走行中の 自転車 と接触し負傷	○ 補償あり	× 補償なし
自転車を運転中	走行中の自動車と接触し負傷	○ 補償あり	○ 補償あり
	ハンドル操作ミスにより転倒し負傷	○ 補償あり	× 補償なし

その他の改定

使用目的の区分「通勤・通学使用」の改定

ONE-Step

● 使用目的区分における「通勤・通学使用」適用基準を以下のとおり改定します。

改定前	改定後
「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的かつ継続して通勤・通学(最寄り駅などへの送迎を含みます。)に使用する場合	「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的かつ継続して 運転者本人自らの「通勤・通学」(最寄り駅などへの送迎を含みません。) に使用する場合

ご契約の自動車の入替ができる区分の見直し

ONE-Step

SUP

● ご契約の自動車の入替ができる用途・車種区分を見直し、下記の用途・車種を相互に車両入替が可能な用途・車種とします。(赤字の用途・車種が追加となります。)

改定前	用途・車種区分	改定後	用途・車種区分
自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)、 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)	▶	自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)、 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、 自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車	
営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)、 営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)		営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)、 営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)、 営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車	
砂利類運送用普通貨物車、普通ダンプカー(最大積載量2トン超)、 普通ダンプカー(最大積載量2トン以下)		砂利類運送用普通貨物車、普通ダンプカー(最大積載量2トン超)、 普通ダンプカー(最大積載量2トン以下)、 小型ダンプカー	

(注) 自家用8車種以外*から自家用8車種への車両入替を行った場合、自動付帯される特約が変更となりますのでご注意ください。

*「自家用8車種」とは、用途・車種が「自家用普通乗用車」、「自家用小型乗用車」、「自家用軽四輪乗用車」、「自家用小型貨物車」、「自家用軽四輪貨物車」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)」、「特種用途自動車(キャンピング車)」である自動車をいいます。

その他の主な改定項目

※実施基準はすべて始期日となります。平成23年3月31日以前始期契約は中途付帯を含め対象外です。

項目	概要	ONE-Step	SUP	ドライバー保険
取扱規定	中断特則の改定	○ 改定する	○ 改定する	— 対象外
	用途・車種区分の見直し	○ 改定する	○ 改定する	— 対象外
	長期分割払の改定	○ 改定する	○ 改定する	— 対象外
基本項目	[人身傷害補償保険] 別居の未婚の子が所有する自動車による事故の取扱い変更	○ 改定する	○ 改定する	— 対象外
	[人身傷害補償保険] 損害額算定基準の変更	○ 改定する	○ 改定する	○ 改定する
その他特約	搭乗者傷害特約の免責規定の改定	— 対象外	— 対象外	○ 改定する
	車両無過失事故に関する特約の改定	○ 改定する	— 対象外	— 対象外
	運転者限定特約の改定	○ 改定する	○ 改定する	— 対象外

Web約款の新設

- ペーパーレスによる環境保護を促進するため、当社ホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)上で閲覧できる「Web約款」を新設します。ホームページのトップページにある「Web約款」ボタンから約款を閲覧できます。
- 本改定に伴い、契約時に申込書上で「約款冊子(ご契約のしおり)の送付可否」を選択する方式を導入します。お客さまが「冊子の送付は不要(Web約款)」を選択した場合、約款冊子の送付を行わず、保険証券(保険契約継続証)のみを送付させていただきます。

Web約款

【対象契約】	ONE-Step	SUP	ドライバー保険
			(注) 一部対象外の契約もございます。

「ONE-Step」とは個人用自動車総合保険、「SUP」とは自動車総合保険のことです。このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン営業店にお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり」「パンフレット」などをご確認ください。

お問い合わせ先

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>